

後期高齢者医療保険料値上げを止めるため東京都の財政支援

を求める意見書

いま東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」）は、2016・17年度の保険料算定の第2次案を検討している。8月に示した第1次案よりもさらに値上げになり、均等割額が3,400円増の45,600円に、所得割率は1.17%増の10.15%に、平均保険料を現在の97,098円から6,260円増の103,358円に値上げするという案である。

値上げした要因は、被保険者数を増やし、一人あたりの医療給付費の伸びを高く推計したためである。後期高齢者医療の対象者は大半が年金生活者であり、またほとんどの人が医療や介護のサービスを必要とする人たちである。年金が徐々に引き下げられ、消費税の増税や医療や介護の負担が生活に重くのしかかっている世代である。さらなる医療保険料値上げは食費や医療受診の抑制にもつながりかねない。

保険料算定には区市町村が葬祭費などで220億円を負担する特別対策を継続するが、東京都の繰り入れは含まれていない。これまでも東京都は「広域連合」と協議して、財政安定化基金を活用して保険料引き下げを行ってきた。東京都が合意すれば、上限220億円まで財政安定化基金を活用でき、保険料値上げをしなくてもすむことになる。

よって、町田市議会は、東京都に対し、後期高齢者医療保険料値上げを止めるため、財政安定化基金の活用などの財政支援を行うように強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。